

農業土木工事共通仕様書（R7.10改正）農政水産部

（下線部分は改正部分）

項目	改 正 後	改 正 前	改正根拠
第 1 編 共通編 第 1 章 総則 第 1 節 総則			
1-1-1 適用	【廃止】 <u>6～7</u>（略）	<u>6. 受注者は、信義に従って誠実に工事を履行し、工事監督員の指示がない限り工事を継続しなければならない。</u> <u>ただし、契約約款第 26 条に定める内容等の措置を行う場合は、この限りではない。</u> <u>7～8</u>（略）	削除
1-1-2 用語の定義	(14) 「工事着手」とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量等、<u>工事施工上必要な準備に要する業務等</u>をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。 (26) 「連絡」とは、工事監督員と受注者又は現場代理人の間で、工事監督員が受注者に対し、又は受注者が工事監督員に対し、契約約款第 18 条に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、<u>電子</u>メールなどにより互いに知らせることをいう。 なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。 (27) 「書面」とは、<u>工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成及び提出等が行われたものを有効とする。ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名又は押印を含む）したものも有効とする。</u>	(14) 「工事着手」とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。 (26) 「連絡」とは、工事監督員と受注者又は現場代理人の間で、工事監督員が受注者に対し、又は受注者が工事監督員に対し、契約約款第 18 条に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、<u>Eメールなどの署名又は押印が不要な手段</u>により互いに知らせることをいう。 なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。 (27) 「書面」とは、<u>手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は捺印したものを有効とする。</u> <u>なお、緊急を要する場合は、ファクシミリ及びEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。</u>	語句の詳細説明 押印等の廃止 情報共有システムの利用を標準とするため

項目	改 正 後	改 正 前	改正根拠
1-1-3 設計図書の照査等	1. 受注者からの要求があり、工事監督員が必要と認めた場合は、受注者に図面を貸与することができる。 ただし、共通仕様書、農業土木工事施工管理基準等、市販・<u>公開</u>されているものについては、受注者が備えるものとする。	1. 受注者からの要求があり、工事監督員が必要と認めた場合は、受注者に図面を貸与することができる。 ただし、共通仕様書、農業土木工事施工管理基準等、市販されているものについては、受注者が備えるものとする。	文言の追加
	2. 受注者は、施工前及び施工途中において、契約約款第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合、工事監督員にその事実の確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。 なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。 また、受注者は工事監督員から更に詳細な説明、又は<u>資料</u>の追加の要求があった場合は従わなければならない。<u>ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約約款第19条によるものとし、工事監督員からの指示によるものとする。</u>	2. 受注者は、施工前及び施工途中において、契約約款第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合、工事監督員にその事実の確認できる資料を<u>書面により</u>提出し、確認を求めなければならない。 なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。 また、受注者は工事監督員から更に詳細な説明、又は<u>書面</u>の追加の要求があった場合は従わなければならない。	照査範囲の明確化のため追記
1-1-4 計画工程表	受注者は、<u>現地測量を行い、入念に計画した上で</u>契約約款第3条に規定する工程表を<u>所定の様式に基づき</u>作成し、工事監督員に提出しなければならない。<u>なお、施工計画書を提出する場合は、その中に含めることができる。また、重要な変更により工程を見直した場合は、その都度、変更したものを提出しなければならない。</u>	受注者は、契約約款第3条に規定する「<u>工程表</u>」を作成し、工事監督員<u>を経由して発注者</u>に提出しなければならない。	書類の簡素化で工事工程表を廃止、計画工程表のみとする。
1-1-5 ワンデーレスポンス	<u>工事監督員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努める。ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問・協議等に対して、1日あるいは適切な期限までに回答することをいう。</u>	【新設】	ワンデーレスポンスの取り組みについて追加

項目	改 正 後	改 正 前	改正根拠
1-1-6 施工計画書	1. (5) <u>特殊</u> 船舶・機械	1. (5) <u>主要</u> 船舶・機械	名称の変更
	3. 受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合 <u>(工期や数量等の軽微な変更は除く)</u> には、そのつど当該工事に着手する前に <u>施工計画書を変更し、その頁を工事監督員に提出しなければならない。</u> <u>なお、最終の変更契約後に、それまでの変更箇所をまとめた溶け込み版一式の作成は不要とし、立会日や納品予定日等の修正も不要とする。</u>	3. 受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合、そのつど当該工事に着手する前に <u>変更に関する事項について、変更施工計画書を提出しなければならない。</u>	書類の簡素化
1-1-8 工事実績情報サービス（コリンズ）への登録	1. 受注者は、受注時又は変更時において請負代金額が500万円以上の工事について、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）が実施している工事実績情報システム（以下「コリンズ」という。）の利用に関する規約に基づき、 <u>受注時、変更時、完成時及び訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから工事監督員にメール送信し、工事監督員の確認を受けた上、コリンズに登録しなければならない。</u>	1. 受注者は、受注時又は変更時において請負代金額が500万円以上の工事について、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）が実施している工事実績情報サービス（以下「コリンズ」という。）の利用に関する規約に基づき、 <u>工事実績情報をコリンズに登録しなければならない。</u>	コリンズ運用の変更に伴い改正
	2. 登録時にJACICが発行する「登録内容確認書」は <u>コリンズ登録時に工事監督員にメール送信される。</u>	2. <u>受注者はコリンズに登録する工事実績情報について、事前に工事監督員の確認を受けてから手続きを行うとともに、登録時にJACICが発行する「登録内容確認書」の写しを登録後速やかに工事監督員に提示しなければならない。</u>	コリンズ運用の変更に伴い改正
	3. 工事実績情報の登録は、原則として以下の期限内に手続きを行うものとする。 (1) 受注時の登録は、契約締結後土曜日、日曜日及び祝日を除き10日以内とする。 <u>なお、余裕期間設定工事については、契約締結後土曜日、日曜日及び祝日を除き10日以内に、又は工事開始日までとする。</u>	3. 工事実績情報の登録は、原則として以下の期限内に手続きを行うものとする。 (1) 受注時の登録は、契約締結後土曜日、日曜日及び祝日を除き10日以内とする。	余裕期間設定工事への対応

項目	改 正 後	改 正 前	改正根拠
	(3) 完成時の登録は、工事完成後土曜日、日曜日及び祝日を除き10日以内に、訂正時の登録は適宜行うものとする。ただし、変更時と完成時の間が10日間<u>(土曜日、日曜日及び祝日等を除く)</u>に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。 <u>(4) 完成後において、訂正又は削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</u>	(3) 完成時の登録は、工事完成後土曜日、日曜日及び祝日を除き10日以内に、訂正時の登録は適宜行うものとする。ただし、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。 【新設】	コリンズ運用の変更に伴い改正 コリンズ運用の変更に伴い改正
1-1- 13 工事着手	受注者は、 <u>特記仕様書に工事に着手すべき期日について定めがある場合にはその期日までに、定めがない場合には</u> 特別の事情がない限り <u>契約書に定める契約日以降</u> 30日以内に工事着手しなければならない。	受注者は、 <u>設計図書に定めのある場合の他</u> 、特別の事情がない限り <u>工事開始日後</u> 30日以内に工事着手しなければならない。	余裕期間設定工事への対応
1-1- 15 施工体制台帳及び施工体系図	5. 受注者は、下請負人の社会保険等加入の有無を施工体制台帳等に記載しなければならない。	5. 受注者は、下請負人の社会保険等加入の有無を施工体制台帳等に記載 <u>するものとし、必要書類を添付し</u> <u>工事監督員に事前確認を受けた上で、契約担当者に提出</u> しなければならない。	建設業法施行規則第14条の2(書類の添付)
1-1- 23 建設副産物	3. 受注者は、 <u>産業廃棄物が搬出される工事に当たっては、産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに</u> 工事監督員に <u>提示</u> しなければならない。	3. 受注者は、 <u>建設副産物が搬出される工事施工に当たり、建設発生土は搬出帳票、産業廃棄物は</u> 廃棄物管理票(紙マニフェスト)又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに工事監督員に <u>関係資料を提出</u> しなければならない。	マニフェストの取扱いについて変更
1-1- 24 特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の適正な措置	2. 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再資源化が完了した場合、建設リサイクル法第18条第1項の規定に基づき、次の事項等を書面に記載し、工事監督員に報告しなければならない。 なお、この書面は、本章1-1-23建設副産物 11に記載する工事完了後に提出しなければならない再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の実施状況記録を兼ねるものとする。	2. 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再資源化が完了した場合、建設リサイクル法第18条第1項の規定に基づき、次の事項等を書面に記載し、工事監督員に報告しなければならない。 なお、この書面は、本章1-1-22建設副産物 6に記載する工事完了後に提出しなければならない再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の実施状況記録を兼ねるものとする。	項番の修正

項目	改 正 後	改 正 前	改正根拠
1-1- <u>30</u> 既済部分検査	4. 受注者は、工事検査員の指示による修補について、本章 1-1- <u>29</u> 工事完成検査 4 の規定に従うものとする。	4. 受注者は、工事検査員の指示による修補について、本章 1-1- <u>28</u> 工事完成検査 4 の規定に従うものとする。	項番の修正
	5. 受注者は、製作工場における検査に当たり、本章 1-1- <u>26</u> 工事監督員による検査及び立会等 3 に準じなければならない。	5. 受注者は、製作工場における検査に当たり、本章 1-1- <u>25</u> 工事監督員による検査及び立会等 3 に準じなければならない。	項番の修正
1-1- <u>33</u> 履行報告	受注者は、契約約款第 1 1 条の規定に基づき、契約の履行状況について工事履行報告書により工事監督員に報告するものとする。 <u>ただし、準備工の段階では報告の必要はない。</u>	受注者は、契約約款第 1 1 条の規定に基づき、契約の履行状況について工事履行報告書により工事監督員に報告するものとする。	工事書類の簡素化
1-1- <u>34</u> 週休二日の対応	受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を工事監督員に報告しなければならない。 なお、週休二日は、 <u>1 週間に 2 日</u> 以上の現場閉所又は、 <u>現場閉所を行うことが困難な工事においては</u> 、技術者及び技能労働者が <u>交替</u> しながら <u>1 週間に 2 日</u> 以上の休日を確保 <u>するものであり、その</u> 実施に努めなければならない。	受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を工事監督員に報告しなければならない。 なお、週休二日は、 <u>4 週 8 休</u> 以上の現場閉所又は、技術者及び技能労働者が <u>交代</u> しながら <u>4 週 8 休</u> 以上の休日を確保 <u>し</u> 実施に努めなければならない。	【1-1-52】から移設内容の修正
1-1- <u>36</u> 工事中の安全管理	1. 受注者は、 <u>最新の</u> 土木工事等施工技術安全指針（20 農振第 2236 号平成 21 年 3 月 30 日付け農林水産省農村振興局整備部長通知）、J I S A 8 9 7 2（斜面・法面工事用仮設設備）を参考に常に工事の安全に留意して工事関係者及び公衆の生命、身体、財産に関する危害及び迷惑の防止に努めなければならない。	1. 受注者は、土木工事等施工技術安全指針（20 農振第 2236 号平成 21 年 3 月 30 日付け農林水産省農村振興局整備部長通知）、J I S A 8 9 7 2（斜面・法面工事用仮設設備）を参考に常に工事の安全に留意して工事関係者及び公衆の生命、身体、財産に関する危害及び迷惑の防止に努めなければならない。	文言追加
1-1- <u>41</u> 環境対策	2. 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合、直ちに工事監督員に <u>連絡</u> し、工事監督員の指示があればそれに応じなければならない。 第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、受注者は本章 1-1- <u>45</u> 官公庁への手続き等 6 及び 7 の規定により対応しなければならない。	2. 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合、直ちに工事監督員に <u>報告</u> し、工事監督員の指示があればそれに応じなければならない。 第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、受注者は本章 1-1- <u>43</u> 官公庁への手続き等 6 及び 7 の規定により対応しなければならない。	異常に関する緊急時の対応

項目	改正後	改正前	改正根拠
	(表1-1-1) 摘要 ディーゼルエンジン(エンジン出力 7.5KW 以上 260KW 以下)を搭載した建設機械に限る。	(表1-1-1) 摘要 ディーゼルエンジン(エンジン出力 7.5 K KW 以上 260KW 以下)を搭載した建設機械に限る。	誤字修正
1-1-4.4 諸法令、諸法規の遵守	1. (69) <u>個人情報の保護に関する法律</u> (平成 15 年法律第 57 号)	1. (69) <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律</u> (平成 15 年法律第 58 号)	法律の変更
1-1-5.0 不可抗力による損害	1. <u>(1) 波浪、高潮に起因する場合 波浪、高潮が想定している設計条件以上、又は周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合。</u>	1. <u>【新設】</u>	施工機械工事 共通仕様の記載に合わせ修正(波浪、連続雨量、河川の出水等の追記)
	(2) 降雨に起因する場合 次のいずれかに該当する場合 <u>ア 24 時間雨量(任意の連続 24 時間における雨量をいう。)が 80mm 以上</u> <u>イ 1 時間雨量(任意の 60 分間における雨量をいう。)が 20mm 以上</u> <u>ウ 連続雨量(任意の 72 時間における雨量をいう。)が 150mm 以上</u> <u>エ その他設計図書で定めた基準</u>	(1) 降雨に起因する場合 次のいずれかに該当する場合 <u>1) 24 時間雨量(任意の連続 24 時間における雨量をいう。)が 80mm 以上</u> <u>2) 1 時間雨量(任意の 60 分間における雨量をいう。)が 20mm 以上</u> <u>【新設】</u> <u>【新設】</u>	
	(3) 強風に起因する場合 最大風速(10 分間の平均風速で最大のもの)が 15m/秒以上あった場合	(2) 強風に起因する場合 最大風速(10 分間の平均風速で最大のもの)が 15m/秒以上あった場合	
	<u>(4) 河川沿いの施設に当たっては、河川のはん濫注意水位以上、又はそれに準ずる出水により発生した場合。</u>	<u>【新設】</u>	

項目	改正後	改正前	改正根拠
	(5) 地震、津波、豪雪に起因する場合 周囲の状況により判断し、相当の範囲に<u>わたって</u>、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合 2. 契約約款第29条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、本章1-1-3.6 工事中の安全管理及び契約約款第26条に規定する「臨機の措置」を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。	(3) 地震、津波、<u>高潮及び豪雪</u>に起因する場合 <u>地震、津波、高潮及び豪雪により生じた災害にあつては</u>、周囲の状況により判断し、相当の範囲に<u>渡って</u>、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合 2. 契約約款第29条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、本章1-1-3.4 工事中の安全管理及び契約約款第26条に規定する「臨機の措置」を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。	
1-1-5.2 保険の付保及び事故の補償	4. 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同<u>制度</u>に加入し、その掛金収納書（<u>発注者用</u>）を工事請負契約締結後<u>原則 1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則 40 日以内）</u>に、発注者に提出しなければならない。 <u>また、工事完成后、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、工事監督員に提示しなければならない。</u>	4. 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同<u>組合</u>に加入し、その<u>発注者用</u>掛金収納書を<u>別に定める様式に基づき作成し</u>、工事請負契約締結後1ヶ月以内<u>及び工事完了後速やかに工事監督員を経由して</u>発注者に提出しなければならない。	運用変更を反映
第2章 材料 第1節 一般事項			
2-1-2 材料の見本又は資料の提出	受注者は、設計図書及び工事監督員が指示する工事材料について、事前に見本又は資料を提出し、工事監督員の承諾を得るものとする。<u>なお、工事材料事前承諾で承諾された材料については資料の提出は省略できる。</u>	受注者は、設計図書及び工事監督員が指示する工事材料について、事前に見本又は資料を提出し、工事監督員の承諾を得るものとする。	材料事前承諾の取り扱い

項目	改正後	改正前	改正根拠
2-4-10 コンクリート用骨材	1. 設計図書に示す場合を除き、次の規格に適合したもの及びコンクリート標準示方書（（公社）土木学会）によるもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。 （7）JIS A 5308（レディミクストコンクリート）附属書 <u>JA</u> （レディミクストコンクリート用骨材）	1. 設計図書に示す場合を除き、次の規格に適合したもの及びコンクリート標準示方書（（公社）土木学会）によるもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。 （7）JIS A 5308（レディミクストコンクリート）附属書 <u>A</u> （レディミクストコンクリート用骨材）	語句の修正
第5節 鋼材			
2-5-2 鋼材	4. 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品 <u>【削除】</u> <u>(9) ～ (15)</u> （略）	4. 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品 <u>(9) JIS G 5525（排水用鋳鉄管）</u> <u>(10) ～ (16)</u> （略）	令和2年3月に廃止されたため削除
第9節 合成樹脂製品等			
2-9-1 一般事項	<u>【削除】</u>	<u>2. 陶管は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。</u> <u>(1) JIS R 1201（陶管）</u>	令和2年3月に廃止されたため削除
第3章 施工共通事項			
第2節 一般事項			
3-2-2 一般事項	1. 施工計画 （1）受注者は、施工計画樹立に当たり、第1編1-1- <u>6</u> 施工計画書によるほか、関連工事との関係により工程に制約を受ける部分について、設計図書に従い関連工事受注者と協議のうえ、作成するものとする。	1. 施工計画 （1）受注者は、施工計画樹立に当たり、第1編1-1- <u>5</u> 施工計画書によるほか、関連工事との関係により工程に制約を受ける部分について、設計図書に従い関連工事受注者と協議のうえ、作成するものとする。	項番の修正
第3節 土工			
3-3-8 作業残土処理工	1. 受注者は、建設発生土について、第1編1-1- <u>2.3</u> 建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。	1. 受注者は、建設発生土について、第1編1-1- <u>2.2</u> 建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。	項番の修正

項目	改 正 後	改 正 前	改正根拠
第7節 コンクリート			
3-7-4 材料の計量	1 表3-7-1 <u>計量値の許容差</u> ※高炉スラグ微粉末の <u>計量値の許容差の最大値は、1 (%)とする。</u>	1 表3-7-1 <u>最大値</u> ※高炉スラグ微粉末の <u>場合は、1 (%)以内</u>	軽量値許容差の表中表現の修正
	3. 受注者は、各材料をバッチ分ずつ質量で計量しなければならない。 ただし、水及び混和剤溶液は、表3-7-1に示した許容差内である場合、 <u>体積</u> で計量してもよい。	3. 受注者は、各材料をバッチ分ずつ質量で計量しなければならない。 ただし、水及び混和剤溶液は、表3-7-1に示した許容差内である場合、 <u>容積</u> で計量してもよい。	文言の修正
3-7-11 締固め	1. 一般事項 受注者は、コンクリートの締固めに際し、 <u>棒状</u> バイブレーターを用いなければならない。 なお、薄い壁等バイブレーターの使用が困難な場所には、型枠振動機を使用しなければならない。	1. 一般事項 受注者は、コンクリートの締固めに際し、バイブレーターを用いなければならない。 なお、薄い壁等バイブレーターの使用が困難な場所には、型枠振動機を使用しなければならない。	文言の追加
	2. 締固め方法 受注者は、コンクリートが <u>鋼材</u> の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打設し、速やかにコンクリートを十分締め固めなければならない。	2. 締固め方法 受注者は、コンクリートが <u>鉄筋</u> の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打設し、速やかにコンクリートを十分締め固めなければならない。	文言の修正
	<u>4. 狭隘・過密鉄筋箇所における締固め</u> <u>狭隘・過密鉄筋箇所における締固めを確実に実施するため、その鉄筋径・ピッチを踏まえたバイブレータを用いるものとし、その締固め方法（使用器具や施工方法）を施工前に施工計画書に記載しなければならない。</u>	【新設】	条文の追加

項目	改 正 後	改 正 前	改正根拠																																								
3－7－12 養生	2. 受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態を保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて、 <u>施工実績、信頼できるデータ、あるいは試験等により定めるものとする。</u> 通常のコンクリート工事におけるコンクリートの <u>湿潤養生期間は、表 3－7－2 を目安とする。</u>	2. 受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態を保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて <u>適切に定めなければならない。</u> 通常のコンクリート工事におけるコンクリートは、 <u>少なくとも次表の期間は常に湿潤養生を行わなければならない。</u>	中庸熱ポルトランドセメント他の湿潤養生期間の表新設																																								
	表 3-7-2 コンクリートの <u>湿潤</u> 養生期間の <u>目安</u> <table><tr><th>日平均気温[※]</th><th>高炉セメント B種[※]</th><th>普通ポルトランドセメント[※]</th><th>早強ポルトランドセメント[※]</th><th>中庸熱ポルトランドセメント[※]</th><th>低熱ポルトランドセメント[※]</th></tr><tr><td>15℃以上[※]</td><td>7日[※]</td><td>5日[※]</td><td>3日[※]</td><td>8日[※]</td><td>10日[※]</td></tr><tr><td>10℃以上[※]</td><td>9日[※]</td><td>7日[※]</td><td>4日[※]</td><td>9日[※]</td><td>※[※]</td></tr><tr><td>5℃以上[※]</td><td>12日[※]</td><td>9日[※]</td><td>5日[※]</td><td>12日[※]</td><td>※[※]</td></tr></table> ※15℃より低い場合での使用は、試験により定める。[※] 注) 寒中コンクリートの場合は、本章3－10－2寒中コンクリートによる。[※]	日平均気温 [※]		高炉セメント B種 [※]	普通ポルトランドセメント [※]	早強ポルトランドセメント [※]	中庸熱ポルトランドセメント [※]	低熱ポルトランドセメント [※]	15℃以上 [※]	7日 [※]	5日 [※]	3日 [※]	8日 [※]	10日 [※]	10℃以上 [※]	9日 [※]	7日 [※]	4日 [※]	9日 [※]	※ [※]	5℃以上 [※]	12日 [※]	9日 [※]	5日 [※]	12日 [※]	※ [※]	表 3-7-2 コンクリートの <u>標準</u> 養生期間 <table><tr><th>日平均気温[※]</th><th>高炉セメント B種[※]</th><th>普通ポルトランドセメント[※]</th><th>早強ポルトランドセメント[※]</th></tr><tr><td>15℃以上[※]</td><td>7日[※]</td><td>5日[※]</td><td>3日[※]</td></tr><tr><td>10℃以上[※]</td><td>9日[※]</td><td>7日[※]</td><td>4日[※]</td></tr><tr><td>5℃以上[※]</td><td>12日[※]</td><td>9日[※]</td><td>5日[※]</td></tr></table> 注) 寒中コンクリートの場合は、本章3－10－2寒中コンクリートによる。[※]	日平均気温 [※]	高炉セメント B種 [※]	普通ポルトランドセメント [※]	早強ポルトランドセメント [※]	15℃以上 [※]	7日 [※]	5日 [※]	3日 [※]	10℃以上 [※]	9日 [※]	7日 [※]	4日 [※]	5℃以上 [※]	12日 [※]	9日 [※]	5日 [※]
	日平均気温 [※]	高炉セメント B種 [※]		普通ポルトランドセメント [※]	早強ポルトランドセメント [※]	中庸熱ポルトランドセメント [※]	低熱ポルトランドセメント [※]																																				
15℃以上 [※]	7日 [※]	5日 [※]	3日 [※]	8日 [※]	10日 [※]																																						
10℃以上 [※]	9日 [※]	7日 [※]	4日 [※]	9日 [※]	※ [※]																																						
5℃以上 [※]	12日 [※]	9日 [※]	5日 [※]	12日 [※]	※ [※]																																						
日平均気温 [※]	高炉セメント B種 [※]	普通ポルトランドセメント [※]	早強ポルトランドセメント [※]																																								
15℃以上 [※]	7日 [※]	5日 [※]	3日 [※]																																								
10℃以上 [※]	9日 [※]	7日 [※]	4日 [※]																																								
5℃以上 [※]	12日 [※]	9日 [※]	5日 [※]																																								
【削除】	3. 中庸熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表 3-7-2 に示されていないセメントを使用する場合には、 <u>湿潤養生期間に関して工事監督員と協議しなければならない。</u>																																										
第10節 特殊コンクリート																																											
3－10－1 暑中コンクリート	3. コンクリート打ち込み (2) 受注者は、コンクリートの温度について、打ち込み時 <u>の上限は、所定の品質を確保できる場合は38℃とし、それ以外の場合は35℃とする。</u>	3. コンクリート打ち込み (2) 受注者は、コンクリートの温度について、打ち込み時 <u>35℃以下を標準とする。なお、コンクリート温度がこの上限値を超える場合には、コンクリートが所要の品質を確保できることを確かめなければならない。</u>	暑中コンクリートの打ち込み温度の修正																																								

項目	改 正 後	改 正 前	改正根拠
3-10-2 寒中コンクリート	4. 養生 (4) 表 3-10-1 寒中コンクリートの養生期間 <u>5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件</u> ① 厳しい気象条件 ② まれに凍結融解する程度の気象条件	4. 養生 (4) 表 3-10-1 寒中コンクリートの養生期間 <u>型枠取り外し直後に構造物が曝される環境</u> ① 連続してあるいはしばしば水で飽和される部分 ② 普通の露出状態にあり①に属さない部分	寒中コンクリートの養生期間の表中表現の修正
3-10-4 海水の作用を受けるコンクリート	2. 受注者は、本章 3-7-<u>1.3</u> 継目の規定によるものとする。 なお、設計図書に示す最高潮位から上 <u>600mm</u> 及び最低潮位から下 <u>600mm</u> の間のコンクリートには、打継目を設けてはならない。 また、これ以外の場合は、工事監督員の承諾を得るものとする。	2. 受注者は、本章 3-7-<u>1.2</u> 継目の規定によるものとする。 なお、設計図書に示す最高潮位から上 <u>60cm</u> 及び最低潮位から下 <u>60cm</u> の間のコンクリートには、打継目を設けてはならない。 また、これ以外の場合は、工事監督員の承諾を得るものとする。	打ち継ぎ目の位置に係る単位の修正
第 11 節 一般舗装工			
3-11-2 舗装準備工	3. 受注者は、路床面又は路盤面に異常を発見した場合、その状況を工事監督員に<u>連絡</u>し、その処置方法について工事監督員と協議しなければならない。	3. 受注者は、路床面又は路盤面に異常を発見した場合、その状況を工事監督員に<u>報告</u>し、その処置方法について工事監督員と協議しなければならない。	異常に関する緊急時の対応
3-11-3 アスファルト舗装工	3. セメント及び石灰安定処理工の施工は、次によるものとする。 (3) 受注者は、セメント及び石灰の貯蔵に当たり、防湿構造を有する倉庫等に、<u>品種別に区分して</u>貯蔵しなければならない。	3. セメント及び石灰安定処理工の施工は、次によるものとする。 (3) 受注者は、セメント及び石灰の貯蔵に当たり、防湿<u>的な</u>構造を有する倉庫等に貯蔵しなければならない。	文言の修正、追加
3-11-4 コンクリート舗装工	2. 受注者は、路盤面に異常を発見した場合、その状況を工事監督員に<u>連絡</u>し、その処置方法について工事監督員と協議しなければならない。	2. 受注者は、路盤面に異常を発見した場合、その状況を工事監督員に<u>報告</u>し、その処置方法について工事監督員と協議しなければならない。	異常に関する緊急時の対応
第 13 節 地盤改良工			
3-13-5 締固め改良工	2. 受注者は、施工現場周辺の地盤や、他の構造物並びに施設などに影響を及ぼさないよう施工しなければならない。 影響が生じた場合、直ちに工事監督員へ<u>連絡</u>し、その対応方法に関して協議しなければならない。	2. 受注者は、施工現場周辺の地盤や、他の構造物並びに施設などに影響を及ぼさないよう施工しなければならない。 影響が生じた場合、直ちに工事監督員へ<u>報告</u>し、その対応方法に関して協議しなければならない。	異常に関する緊急時の対応

項目	改 正 後	改 正 前	改正根拠
３－１３－６ 固結工	３．受注者は、固結工法の施工に当たり、施工中における施工現場周辺の地盤や他の構造物並びに施設などへの振動の影響を把握しなければならない。 これらへの影響が発生した場合、直ちに工事監督員へ<u>連絡</u>し、その対応方法に関して協議しなければならない。	３．受注者は、固結工法の施工に当たり、施工中における施工現場周辺の地盤や他の構造物並びに施設などへの振動の影響を把握しなければならない。 これらへの影響が発生した場合、直ちに工事監督員へ<u>報告</u>し、その対応方法に関して協議しなければならない。	異常に関する緊急時の対応
	４．受注者は、固結工法の施工中に地下埋設物を発見した場合、直ちに工事を中止し、工事監督員に<u>連絡</u>、その対応方法に関して協議しなければならない。	４．受注者は、固結工法の施工中に地下埋設物を発見した場合、直ちに工事を中止し、工事監督員に<u>報告</u>、その対応方法に関して協議しなければならない。	異常に関する緊急時の対応
３－１３－７ 置換工	３．受注者は、掘削面に異常を発見した場合、その状況を工事監督員に<u>連絡</u>し、その処置方法について工事監督員と協議しなければならない。	３．受注者は、掘削面に異常を発見した場合、その状況を工事監督員に<u>報告</u>し、その処置方法について工事監督員と協議しなければならない。	異常に関する緊急時の対応
第１９節 構造物撤去工			
３－１９－１ 一般事項	受注者は、工事の施工に伴い発生した建設副産物について、第１編１－１－<u>２３</u>建設副産物の規定によるものとする。	受注者は、工事の施工に伴い発生した建設副産物について、第１編１－１－<u>２２</u>建設副産物の規定によるものとする。	項番の修正
３－１９－５ 運搬処理工	２．受注者は、施工上やむを得ず設計図書に示された場所以外で撤去物を処分する場合、第１編１－１－<u>２３</u>建設副産物の規定によるとともに、処分方法等について工事監督員と協議しなければならない。	２．受注者は、施工上やむを得ず設計図書に示された場所以外で撤去物を処分する場合、第１編１－１－<u>２２</u>建設副産物の規定によるとともに、処分方法等について工事監督員と協議しなければならない。	項番の修正
第２０節 仮設工			
３－２０－１ 一般事項	４．受注者は、仮設工の実施に先立ち、周囲の状況、地盤反力、掘削深さ、土質、地下水位、土圧、乗載荷重等を十分検討し、設置場所、構造、規模、施工方法、構造計算、カタログ等を添付した施工計画書を作成し、工事監督員に提出しなければならない。 なお、施工計画書の作成方法については、第１編１－１－<u>６</u>施工計画書によるものとする。	４．受注者は、仮設工の実施に先立ち、周囲の状況、地盤反力、掘削深さ、土質、地下水位、土圧、乗載荷重等を十分検討し、設置場所、構造、規模、施工方法、構造計算、カタログ等を添付した施工計画書を作成し、工事監督員に提出しなければならない。 なお、施工計画書の作成方法については、第１編１－１－<u>５</u>施工計画書によるものとする。	項番の修正

項目	改 正 後	改 正 前	改正根拠
第2編 工事別編 第2章 農用地造成工事 第8節 ほ場内沈砂池工			
2-8-1 ほ場内沈砂池工	5. 受注者は、ほ場内沈砂池取り壊しにより発生した建設副産物については、第1編1-1- <u>2.3</u> 建設副産物の規定によるものとする。	5. 受注者は、ほ場内沈砂池取り壊しにより発生した建設副産物については、第1編1-1- <u>2.2</u> 建設副産物の規定によるものとする。	項番の修正
第6章 河川及び排水路工事 第4節 構造物撤去工			
6-4-1 一般事項	2. 受注者は、工事の施工に伴い生じた建設副産物について、第1編1-1- <u>2.3</u> 建設副産物の規定によらなければならない。	2. 受注者は、工事の施工に伴い生じた建設副産物について、第1編1-1- <u>2.2</u> 建設副産物の規定によらなければならない。	項番の修正
第10章 フィルダム工事 第5節 原石採取工			
10-5-1 原石山表土廃棄岩処理	原石山表土廃棄岩処理については、第1編1-1- <u>2.3</u> 建設副産物の規定によるものとする。	原石山表土廃棄岩処理については、第1編1-1- <u>2.2</u> 建設副産物の規定によるものとする。	項番の修正
第13節 雑工事			
10-13-5 建設発生土処理工	建設発生土処理工の施工については、第1編1-1- <u>2.3</u> 建設副産物及び第1編1-1- <u>2.4</u> 特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の適正な措置の規定によるものとする。	建設発生土処理工の施工については、第1編1-1- <u>2.2</u> 建設副産物及び第1編1-1- <u>2.3</u> 特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の適正な措置の規定によるものとする。	項番の修正
第12章 PC橋工事 第2節 一般事項			
12-2-2 一般事項	(4) 受注者は、輸送中の部材の損傷を防止するために、発送前に堅固に荷造りしなければならない。 なお、部材に損傷を与えた場合は直ちに工事監督員に <u>連絡</u> し、取り替え又は補修等の処置を講じなければならない。	(4) 受注者は、輸送中の部材の損傷を防止するために、発送前に堅固に荷造りしなければならない。 なお、部材に損傷を与えた場合は直ちに工事監督員に <u>報告</u> し、取り替え又は補修等の処置を講じなければならない。	異常に関する緊急時の対応

項目	改正後	改正前	改正根拠
12-3-2 横組工	3. 受注者は、横締め緊張の施工については、次の規定によらなければならない。 (6) 緊張管理計画書で示した荷重計の示度と、PC鋼材の拔出し量の測定値との関係が許容範囲を超える場合は、直ちに工事監督員に<u>連絡</u>するとともに、原因を<u>調査</u>し、適切な措置を講じなければならない。	3. 受注者は、横締め緊張の施工については、次の規定によらなければならない。 (6) 緊張管理計画書で示した荷重計の示度と、PC鋼材の拔出し量の測定値との関係が許容範囲を超える場合は、直ちに工事監督員に<u>報告</u>するとともに、原因を<u>確認</u>し、適切な措置を講じなければならない。	異常に関する緊急時の対応
	4. 受注者は、横締めグラウトの施工について、次の規定によらなければならない。 (1) 受注者は、本条で使用するグラウト材料について、次の規定によるものを使用しなければならない。 5) 体積変化率は、PCグラウトのブリーディング率及び体積変化率試験方法(鉛直管方法)(<u>JSCE-F535</u>)に準じて求める値が-0.5%～0.5%の範囲内であることを標準とする。	4. 受注者は、横締めグラウトの施工について、次の規定によらなければならない。 (1) 受注者は、本条で使用するグラウト材料について、次の規定によるものを使用しなければならない。 5) 体積変化率は、PCグラウトのブリーディング率及び体積変化率試験方法(鉛直管方法)(<u>JHS420-2004</u>)に準じて求める値が-0.5%～0.5%の範囲内であることを標準とする。	コンクリート標準示方書基準編(2013年制定)によりPCグラウトのブリーディング率及び体積変化率試験方法の修正
第5節 舗装工			
12-5-3 グース アスファルト舗装工	2. 受注者は、基盤面に異常を発見したとき、<u>直ちに工事監督員に連絡し、設計図書に関して</u>工事監督員と協議しなければならない。 6. 接着剤の塗布に当たり、以下の各規定によらなければならない。 (2) 接着剤の規格は表 12-5-1(1)<u>及び</u>12-5-1(2)を満足するものでなければならない。 <u>【削除】</u>	2. 受注者は、基盤面に異常を発見したとき、<u>その処置方法について</u>工事監督員と協議しなければならない。 6. 接着剤の塗布に当たり、以下の各規定によらなければならない。 (2) 接着剤の規格は表 12-5-1(1)、<u>12-5-1(2)及び12-5-1(3)</u>を満足するものでなければならない。 <u>表 12-5-1(3) シート系床版防水層(流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型)プライマーの品質</u>	国交省改正に準拠し誤字修正、また、表12-5-1(3)を削除

項目	改 正 後	改 正 前	改正根拠
第14章 頭首工工事 第9節 管理橋上部工			
14-9-5 プレキャストブロック桁組立工	2. 受注者は、ブロック組立ての施工については、次の規定によらなければならない。 (1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用に当たり材質が<u>エポキシ樹脂系接着剤</u>で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上<u>のもの</u>を使用するものとする。<u>エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して保管し、原則として製造後6か月以上経過したものは使用してはならない。また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。</u>これ以外の場合は、設計図書によるものとする。 <u>未硬化の接着剤の外観、粘度、可使時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を確認しなければならない。</u> なお、接着剤の試験方法は<u>コンクリート標準示方書・基準編（(公社)土木学会）における、JSC E-H101 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格によるものとする。これにより難しい場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。</u> <u>【削除】</u>	2. 受注者は、ブロック組立ての施工については、次の規定によらなければならない。 (1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用に当たり材質が樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上<u>で、かつ、表14-9-1に示す条件を満足する</u>ものを使用するものとする。 これ以外の場合は、設計図書によるものとする。 なお、接着剤の試験方法<u>としてはJSC F-H101-2013</u> プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格 <u>(案) コンクリート標準示方書・基準編（(公社)土木学会）</u>によるものとする。 <u>表14-9-1 樹脂系接着剤の標準品質規格</u>	準拠する国交省共通仕様書のH31改正時に（1）の文書の改正及び表14-9-1が削除されているため修正（改正漏れ）

項目	改 正 後	改 正 前	改正根拠
第 16 章 地すべり防止工事 第 2 節 一般事項			
16-2-2 一般事項	1. 受注者は、施工中工事区域内に <u>新たに予期できなかった</u> 亀裂の発生等異常を認めた場合、 <u>工事を中止し、工事監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置をとった後、直ちに工事監督員に連絡</u> しなければならない。	1. 受注者は、施工中工事区域内に <u>新たな</u> 亀裂の発生等異常を認めた場合、 <u>直ちに工事監督員に報告</u> しなければならない。	異常に関する緊急時の対応
第 20 章 推進工事 第 4 節 推進工			
20-4-3 推進作業（密閉型：泥水、泥土圧、土圧、泥濃式推進工法）	9. 受注者は、薬液注入及び地盤改良を実施した地盤から発生する泥土は、適正に処理し再生利用に努めるほか第 1 編 1-1- <u>2.3</u> 建設副産物の規定によるものとする。	9. 受注者は、薬液注入及び地盤改良を実施した地盤から発生する泥土は、適正に処理し再生利用に努めるほか第 1 編 1-1- <u>2.2</u> 建設副産物の規定によるものとする。	項番の修正
	10. 受注者は、異常な湧水及び転石等で作業に支障が生じた場合、直ちに工事監督員に <u>連絡</u> するとともに、事後の処理について協議しなければならない。	10. 受注者は、異常な湧水及び転石等で作業に支障が生じた場合、直ちに工事監督員に <u>報告</u> するとともに、事後の処理について協議しなければならない。	異常に関する緊急時の対応
第 5 節 仮設工			
20-5-3 泥水処理設備工	泥水処理設備については、設計図書に示すとおり設置するものとする。 泥水処理設備から発生する汚泥及び処理水については、第 1 編 1-1-<u>2.3</u> 建設副産物及び第 1 編 3-2.1-2 事業損失防止費の規定により処理するものとする。 なお、これにより難しい場合については、工事監督員と協議するものとする。	泥水処理設備については、設計図書に示すとおり設置するものとする。 泥水処理設備から発生する汚泥及び処理水については、第 1 編 1-1-<u>2.2</u> 建設副産物及び第 1 編 3-2.1-2 事業損失防止費の規定により処理するものとする。 なお、これにより難しい場合については、工事監督員と協議するものとする。	項番の修正